

公共ます施工上の留意点

1. 埋戻し

防護ふたは、図1-1に示すとおり、埋戻し地盤上に基礎を設け設置するものである。このため、防護ふたの安定を確保するため、ます・小型マンホール周りの埋戻しは、締固め性の良い材料を用い、各部分ごとに(1)～(3)によって十分締固める。

埋戻し土の締固めが不十分な場合、舗装や防護ふたの沈下の原因ともなるので、台座の直下及び周囲50cm程度の範囲は、特に入念に施工することが重要である。

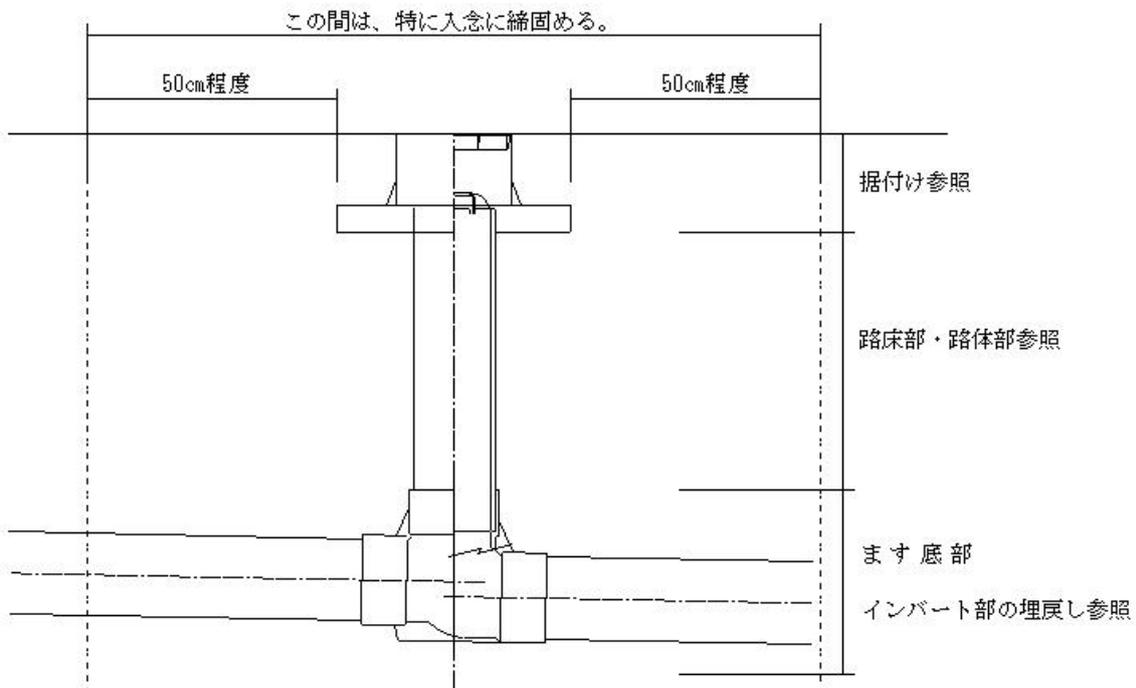


図1-1

(1) ます底部・インバート部の埋戻し

ます底部又はインバート部の埋戻しは、管の基礎と同じ材料、すなわち砂など十分な締固め度が容易にえられる材料を使用し、木ダコ、突き棒、足踏み及び振動コンパクタ等で確実に締固める。一層仕上がり厚さは、20cm以内とする。

(2) 路体部の埋戻し

路体に相当する部分の埋戻しは、一層の仕上がり厚さを 20 cm 以内とし、タッピングランマなどを用いて締固める。

(3) 路床部

路床部は、一層の仕上がり厚さを 20 cm 以内とし、タッピングランマ等を用いて締固める。路床部の中でも、砕石基礎に接する上層部分は、基礎に加わる荷重がさほど分散されずに作用するため、上層二層は特に入念に締固める。なお、立ち上がり部と掘削溝の間はランマが入らない場合、足ふみや木ダコ等で十分締固める。

(4) 矢板の引抜き及び再掘削

矢板の引抜きは、埋戻し土の緩みを生じるため、極力影響が少ない方法で、慎重に注意して行う。矢板引抜きにともない生じる空洞には、砂等を充てんとするとともに、必ず締固め直す。

また、工事途中における防護ふたの周辺の再掘削は、避けることが望ましい。特に、本管布設時に小型マンホール付近で作業を中断する場合は、小型マンホール上流側に管を接続し、布設作業再開時の再掘削の影響が防護ふた基礎部分に及ばないように配慮する。

2 . 据付け

防護ふたの据付けに先立ち、以下の事項について確認する。

(1) 立上り部の高さ確認

立ち上がり部の上端が、計画地表面から 15 cm 下がった位置になっているか確認する。立ち上がり部の上端が、地表面に近くなりすぎると、防護ふたの開閉並びに内ふたの着脱が困難になるため注意する。

(2) 防護ふたの確認

ふたのがたつきを防止するため、ふたの外周、枠の内周及びそれぞれの底面をよく清掃し、小石、土砂などの付着物がないことを確認するとともに、アスファルト舗装材等が、開閉器具孔に入り込んだり、表面に付着しないように処置する。

ちょう番が枠側の取り付け穴に確実に収まっていること及び開閉機能に不具合がないことを確認する。

ふたは、民地側を開くように設置する。:

(3) 高さ調整

基礎の高さは、路体・路盤を十分締固めながら、道路のこう配及び高さに見合うよう確認し、仕上げる。

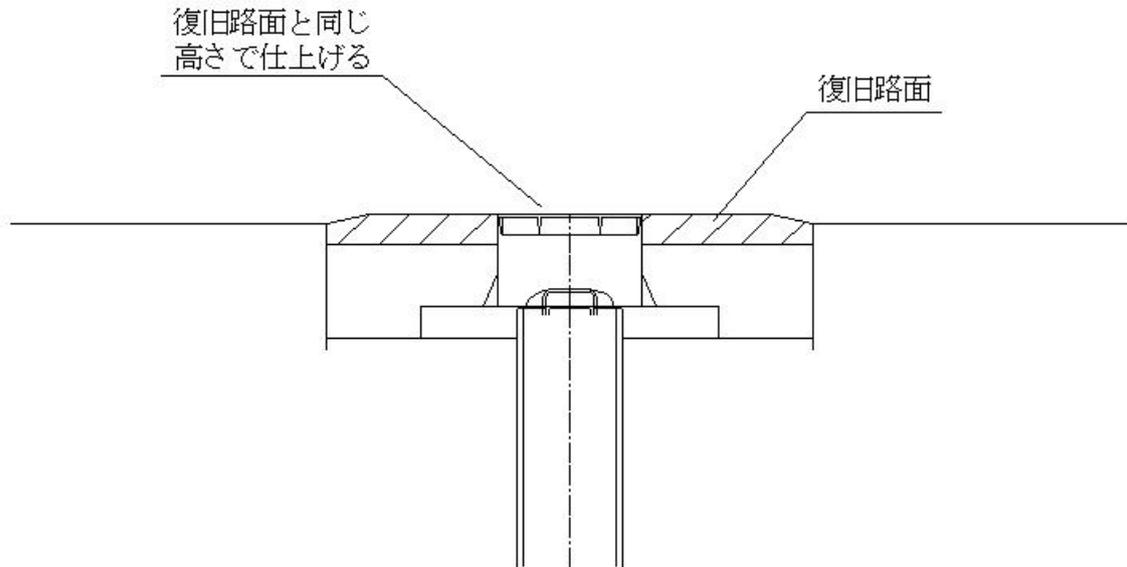


図 2 - 1

(4) 据付け

防護ふた及び台座は、偏りを生じないように、立上り部と同心に積み重ねて設置する。このとき、当て木などを用いると、同心に設置しやすい。

なお、高さ 110 mm の防護ふたは、コンクリート製又は、レジンコンクリート製台座に緊結する。

(5) 埋戻し及び舗装

防護ふた及び台座の周囲は、設計された舗装構造のとおり、順次、埋戻し及び舗装する。このとき、防護ふた及び台座が立上り部とずれないように、周囲を均等に転圧する。心ずれ防止のために当て木等をした場合は、これを必ず撤去する。

また、防護ふたの周囲は、段差の生じないように均等に十分転圧し、防護ふたの表面が復旧路面と同じ高さになるように仕上げる。(図 2 - 1 参照)

(6) 確認

設置後は、ふたの外周及び底面や枠の内周及びふた受け面に付着物がないこと、開閉器具孔や表面にアスファルト舗装材等の付着がないこと及び開閉機能に不具合等がないことを再確認する。